

◎開会の宣告

(午後1時00分)

○議長（齋藤邦夫君） こんにちは。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会委員長の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第39号、日程第2、議案第40号、日程第3、議案第41号、日程第4、議案第42号、日程第5、議案第43号、日程第6、議案第44号、日程第7、議案第45号、日程第8、議案第46号、日程第9、議案第47号、日程第10、議案第48号、日程第11、議案第49号、日程第12、議案第50号及び日程第13、議案第51号までを議題とします。

議案第39号から議案第51号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

[予算特別委員会委員長 大塚純一郎君 登壇]

○予算特別委員会委員長（大塚純一郎君） 予算特別委員会審査報告書。本委員会に付託されました次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。本件は平成27年3月16日、17日、18日の3日間に亘り委員会を開催し慎重に審議いたしました。記。

1、議案第39号 平成27年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)新庁舎建設について。東日本大震災からの復旧・復興と2020年東京オリンピック開催決定の影響から建築資材等の急激な高騰が続き、当初計画に比べ建設コストが増額したことは理解できる。しかし、今後予定される外構などの関連付帯工事については、年々増加する行政需要と限られた財源の中、厳しく予算縮減に努めるとともに議会との事前協議を十分図りながら進められたい。(2)住民訴訟弁護士費用について。昨年7月に収受された催告の後、原告住民側との協議の時間は十分あった。町長は、今日訴訟に至った執行者としての責任を重く受け止めるべきである。今後の経過に

よっては、当町にとって大変重い負担と住民へのしわ寄せも懸念される。当局は推移を見極め、慎重な予算執行に努めるべきである。(3) 農業政策について。国の農政転換により、地域農業の確立が改めて求められている。現在の補助政策を根本から見直し、農林水産業を軸とした新たな制度設計に着手し、生産から流通までの新しい町の産業基盤づくりに取り組まれない。(4) 物件費の抑制及び超過勤務について。特に委託料については、ゼロベースで思考するという財政方針を重視し、計画段階で厳しく精査するとともに、契約見直しによる財政負担の軽減に努めるべきである。尚、超過勤務手当については、ほぼ前年同額であるが適正な執行のため管理職は厳しく労務管理に努められたい。

2、議案第40号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第41号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

4、議案第42号 平成27年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第43号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第44号 平成27年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

7、議案第45号 平成27年度只見町訪問看護ステーション特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第46号 平成27年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第47号 平成27年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

10、議案第48号 平成27年度只見町観光施設事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

11、議案第49号 平成27年度只見町交流施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

12、議案第50号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。

本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

13、議案第51号 平成27年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。
本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対して質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質問なしと認めます。

次に、各議案ごとに、順次、討論、採決を行います。

議案第39号 平成27年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を…

4番、山岸フミ子君。

反対の討論ですか。

○4番（山岸フミ子君） 反対の討論をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

それでは、これより討論を行います。

4番、山岸フミ子君の発言を許可します。

○4番（山岸フミ子君） 簡単に反対の討論をいたします。

行政全体の予算では、一部、前向きなこともありましたけれども、私は住民全体の暮らし応援のためにもっと使われるべきだと思います。それで、ハードの面の予算がすごく多額にあり、今後の少子高齢化が進む町の将来を見据えた十分な計画的な予算となっていないと思います、これに反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、賛成の討論を許可しますが、ありますか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今回の予算の中で、やはり役場庁舎の建設のことが随分と議論になりました。私は振り返ってみますと、役場庁舎は耐震性の診断がCランクであるといったよう

なことからスタートした計画であります。やはり、私は全国的に、防災、大きな災害、そういったものが頻発しているおりでもありますし、やはり、防災拠点にふさわしい庁舎を建設してほしいというふうに考えておりました。そうした中で、現在、町と商工会で中心市街地活性化事業という大きな事業が計画中でございます。この地域の拠点づくりに私は役場庁舎は必要だというふうに考えております。それは商業だけでなく、観光、行政、農業、交通など、町の力を結集した拠点づくりが大事だと。先日、元JRの仙台支店長で立教大学教授の清水先生が、ある会合で言われたそうです。商業集積だけでは99パーセント失敗で、商業、行政、観光、農業、交通が含む暮らしを維持していくための拠点づくりという意味だったというふうに聞いております。これから地域の経済を活性化させて、外貨を獲得していかないと、町内の経済は苦しくなる。したがって、外貨を獲得する意味でも町の総力を結集した事業展開が必要だというふうに考えております。その最初のスタートが只見地区の中心市街地の活性化事業で、商工会や住民の代表の方々もそう言われております。そして、その第一歩が役場庁舎の建設だと位置付け、活性化事業との整合性も図られております。全町的にこの考え方を、順次、朝日・明和地区と発展させることができると私は確信しております。やはり、今、いろんな議論がございますが、やはり、これができるか・できないか。その第一歩が私は役場庁舎の建設だというふうに思っております。基金や町債は庁舎建設事業を実施しても、目黒町長就任前と同じ水準だというふうに財政担当課長からも聞いております。この事業を実施したからといって、基金や借金が平成20年の目黒町長就任前と比較して悪化するという財政運営上の懸念は示されていないと、そういったことから私は是非ともこの役場庁舎を中心とした平成27年度の一般会計の当初予算について賛成いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ございませんか。

反対ですか。賛成ですか。

賛成。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 賛成の立場から討論を申し上げます。

ハード事業ということで反対という討論ございました。私もこの役場庁舎の建設に関しまして申し上げさせていただきますが、これは我々が、いわゆる議員になる前から議論をされてきた、町にとっては季の郷湯ら里以来の20年ぶりの大事業であります。それで、その後、

基本設計または実施設計。これは議会の審議、我々も含めた議会の審議の中で今日まで進んでいるわけであります。そしてただ今、委員長から報告がありましたように、様々な社会状況の変化、オリンピックの開催、または東日本大震災からの復旧・復興、様々な要因から、いわゆる建設コストが上がったというようなりスクはございますけれども、今ここで、これらを含めた事業を停滞させたり、または戻ったりということは、これは決して町民の福祉の向上にはならないという考え方であります。むしろ、今議会で様々議論されました行政改革をしっかりと進めていただきながら、これお約束をいただきながら、統一すべきは統一すると。そして、むしろ、新しい町づくりに今一步、軸足を置いて我々は考えていくべきだということから、この庁舎を含めた一般会計予算については賛成を申し上げます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今ほど委員長が3点の中に役場庁舎の指摘事項がございました。私はこの役場庁舎にあたっては、4年間、当時から取り組んできた一人でありますが、私は申し上げたいのは、この役場庁舎、造る・造らないことは、只見町にとって大変なことになるのではなかろうか。というのは、只見町が大きく発展する否やはこの庁舎にかかっているものと思っております。財政問題等については2番議員がおっしゃいましたけれども、私の言いたいのは、町民の生命・財産を守るにあたっての庁舎は、危険管理機能を備えた防災拠点であろうなというふうに思うわけであります。また、7・29の新潟・福島豪雨災害の時のような災害が発生した時には、いち早く、復旧・復興の図るための拠点として重要な役目を持つわけであります。早急にこの新庁舎を建設する必要があると思う一人で賛成するものであります。

以上。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

委員長は自席にお帰り下さい。

これから、議案第39号 平成27年度只見町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 39 号 平成 27 年度只見町一般会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第 39 号 平成 27 年度只見町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第 40 号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 2、議案第 40 号 平成 27 年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第 41 号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 3、議案第 41 号 平成 27 年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第41号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第42号 平成27年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第42号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第43号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計

予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第43号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第44号 平成27年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第44号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第45号 平成27年度只見町訪問看護ステーション
特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第45号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第46号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第46号 平成27年度只見町地域包括支援センター
特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第46号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第47号 平成27年度只見町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第47号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第48号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第48号 平成27年度只見町観光施設事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第48号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第49号 平成27年度只見町交流施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第49号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第50号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第12、議案第50号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第50号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第51号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第51号 平成27年度只見町朝日財産区特別会計
予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第51号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りいたします。

町長より、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出され

ました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程第14以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて。

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。住所、只見町大字只見字原714番地の2。氏名、鈴木厚。生年月日は昭和23年7月18日生まれであります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論を行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、原案のとおり賛成

の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数と認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情27-5の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、陳情27-5 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

[総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇]

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告をいたします。1、審査事件。陳情27-5 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてであります。日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部秀介。（1）審査経過。本事件は、平成27年3月会議において付託を受け、平成27年3月10日の委員会で審査をいたしました。（2）決定は採択であります。（3）理由。本事件は、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるものであります。現在、福島県の最低賃金時給689円は、2020年までを目標とした全国最低賃金時給単価800円に比べて低位にあることを理解するものであり、県内労働者の最低賃金を引き上げていくことは、勤労者の生活安定はもとより、労働意欲並びに労働力の確保が図られると考えるものであります。福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけるうえでも、賃金生活者の全国格差をなくしていくことが、本県の再生と発展に重要と判断することから採択すべきものとなりました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第27-5号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） それでは、お諮りをいたします。

総務厚生常任委員長より、発委第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、続いて、議会広報特別委員長より、発委第2号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3とし、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号、発委第2号を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎発委第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第2、発委第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

〔総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 発意第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）であります。上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏面をご覧ください。朗読します。福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。最低賃金制度は

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第3、発委第2号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会広報特別委員長、石橋明日香君。

10番、石橋明日香君。

〔議会広報特別委員長 石橋明日香君 登壇〕

○10番（石橋明日香君） 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。只見町議会委員会条例の一部を改正する条例。只見町議会委員会条例（昭和39年只見町条例第1号）の一部を次のように改正します。第2条の表に次のように加える。広報広聴常任委員会、6人。（1）議会の広報広聴の充実に関する事項。（2）議会報告会並びに一般会議に関する事項。（3）議会だよりの編集・発行に関する事業。（4）議会の開かれた情報発信の調査研究。第5条第1項中、少なくとも、を、総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会のいずれか、に改め、常任を削り、同条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰下げ、第1項の次に次の1項を加える。2、議員は、二つの常任委員会の委員となる場合には、その一つは広報広聴常任委員会に限る。附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。提出の理由。1、議会基本条例に則り、今後より開かれた議会にすることを目的として、議会の広報・広聴活動をより活発に行うべく、委員会としての所管事務及び役割を明確にする必要があること。2、委員会設置が毎年度定常化していること。以上を理由として、新たに設置する条例改正を行うものです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

採決をいたします。

発委第2号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務調査等の調査申出

○議長（齋藤邦夫君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いをいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定をいたしました。



◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君）　3月会議を閉じるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

当初予算、平成27年度の当初予算ということで、いろいろ慎重に、3月10日から今日までの10日間に亘る長い会期ではありましたが、たくさん、慎重審議いただきましたこと厚く御礼を申し上げます。そして先ほどは当初予算も圧倒的な多数を持って可決していただきましたことも、これまた厚く御礼を申し上げます。

一般質問は当初予算ということもありまして、11人の全ての議員の皆様方から一般質問をいただきました。少子高齢化や財政が非常に心配される中での、町の将来を考えた中での、それぞれ産業振興、少子高齢化対策、住宅対策、農業問題と、いろいろご意見・ご提案をいただきました。また、その中では3年半前の豪雨災害の被災を受けた方々から、町がひとつの法廷の場に審議を委ねられる事案も発生したことにより、この経過と、そしてまた今後の経緯に対して、皆様方からの心配の意見もいただきました。こういったことを十分踏まえて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一般会計につきましては、一般会計、特別会計の当初予算につきましては、予算特別審査委員会を設置していただいて、3日間に亘って慎重審議いただきました。この点につきましても、一般質問も絡んでおりますけれども、中身はやはり財政規律と、そして町の少子化の流れの中での町の振興策をきっちりやっていけというお質しだったというふうに思っております。特に、特に庁舎に関しましては、長年らい、皆様方のご意見を交わしながら今日に至りましたけれども、やっこの会議をもって役場庁舎の建設の工事費をお認めいただいたということ、私なりに時間もかかった故に特別の想いがございます。いろいろ、財政的、予算的、いろいろと心配される形の中で、それぞれの立場からご意見いただきましたことは十分踏まえながら、健全財政堅持の中で、この、今、只見町の置かれている状況の未来を切り開くために、尚一層、皆様方との意見交換を密にしながら、取り組んでまいり所存でござ

いますので、どうか今後ともよろしく、またご指導、且つ又様々な提案もいただきたいという
ことをお願い申し上げたいと思います。

やっと今年は、大変な雪の深い豪雪の冬となりましたけれども、これからはまさしく日増しに春の訪れが足早にまいります。また温かくなって春の息吹も芽生えてきますが、そういった春の力を私達当局も、職員一丸となって受け止めて、活力一杯、町政の進展、町民の生活向上のために取り組んでまいりますので、どうか議員の皆様方にも健康に留意されて、尚一層、町民の方々にご活躍いただきますことをお願い申し上げまして散会にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。

いろいろありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

このたびの3月会議は通算10日間に亘る長い日程でありましたが、平成27年度の重要な町政執行に係る条例あるいは予算等が審議されました。

特に平成27年度一般会計当初予算におきましては68億3,000万円。平年の30パーセント以上も上まわるものであり、役場庁舎建設をはじめ、住民生活に直結する重要な政策が計画されており、自主財源が減少する中での事業執行であり、慎重かつ丁寧な審議をいただいたところでございます。議会におきましては予算特別委員会を設置し、全ての当初予算を慎重審議をいただき、予定どおり終了することができましたこと、誠にありがとうございました。

また、当局におかれましては、一般質問あるいは議案審議の過程で貴重な提言や厳しい指摘が数多く出されたわけでございますけれども、それらに十分に留意をされまして、町政の健全な運営と、より実効性のある予算執行にあたっていただきますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、これから雪解けも進み、何かと多忙になりますけれども、健康に留意をされまして、町民福祉と町政の発展のために尚一層のご奮闘・ご尽力をいただきますように祈念申し上げましてご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれを持って散会をいたします。

ご苦勞様でした。

（午後1時49分）

